

## 第 93 回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：令和 7 年 3 月 3 日

開会 午後 2 時 00 分

○経済戦略局 定刻となりましたので、ただいまから、第 93 回大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、経済戦略局産業振興課の高本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

次第、配席図、委員名簿をお配りしておりますが、不足等はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。まず、上田委員でございます。

○上田委員 上田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済戦略局 菅原委員でございます。

○菅原委員 菅原です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 西堀委員でございます。

○西堀委員 西堀です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 松尾委員でございます。

○松尾委員 松尾です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 山根委員でございます。

○山根委員 山根です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 四辻委員でございます。

○四辻委員 四辻です。よろしくお願いいたします。

○経済戦略局 本日は、6名の委員の皆様がご出席です。

なお、会長の白委員におかれましてはご欠席となっておりますので、審議会規則第 4 条第 3 項の規定により、西堀会長代理に当審議会の議事を務めていただきます。

本審議会の委員数は 7 名ですが、現在で 6 名の出席がございますので、審議会規則第 7 条第 2 項の規定により、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

本市側ですが、経済戦略局及び大店立地法関係所属の担当者も出席しておりますが、配席

表に記載させていただいておりますので、紹介につきましては省略させていただきます。

また、令和5年4月1日付で大阪市大規模小売店舗立地審議会要綱の改正により、同要綱第6条第2項に基づき、「設置者は原則、審議会において、調査審議される大規模小売店舗について説明するもの。」としていますことから、設置者にも出席を求めています。

それでは、これからの議題進行につきましては、本審議会規則第4条第2項に基づきまして、議題の進行を会長代理にお願いいたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○西堀会長代理　それでは、白会長に代わりまして私、西堀から進行させていただきます。

それでは審議に入りたいと思います。

本日審議する内容は、新設の届出案件2件でございます。

質問・意見は、各案件の説明終了後にお伺いしたいと思います。

それでは、議題①の「(仮称)ダイレックス矢田南店」の新設に関する届出内容等について、説明をお願いいたします。

○設置者　それでは、お手元の資料と前の映像を基に、順次進めてまいります。

(仮称)ダイレックス矢田南店という名前で届出のほうをさせていただいております。

前のスクリーンのほうを1枚めくりました。

周辺見取図のほうをお付けしております。周辺見取図、計画地の場所ですけれども、真ん中に計画地と書いたところがございます。ちょうど、これが近鉄の南大阪線、ここが矢田駅でございまして、大体700メートルほど南西に下がったところです。ここにはJR阪和線がちょっと見えてますけれども、阪和線の長居駅からですと、1.6キロメートルぐらい南東のほうに下がったところ。こちら、これ見えてるのが大和川でございまして、ちょうどここが市の境界になって、この大和川から下は松原になるところで、一番、大阪市内の南側の位置してるところでございます。場所は、こちらでございます。もう1枚めくります。

名称を、先ほども言いましたが、(仮称)ダイレックス矢田南店という名前で届出をしまして、所在地、先ほど計画地の場所を見ていただきましたけれども、土地区画の整理事業の1街区というところで、土地区画整理事業の中の1画で商業施設を造ることになっております。店舗面積1,622平方メートルでございます。建物設置者と小売業者はダイレックス株式会社でございまして、土地をお借りして、建物を建てて、営業することになります。ダイレックスっていうのが、あまり大阪ではなじみないかもしれませんが、大阪では今8店舗ほどあるんですが、イメージとしましては、実はここがサンドラッグっていうドラッグストア、

これ大阪に結構あるんですけれども、そのグループ会社でございまして、そこが親会社になってまして、佐賀県に本社がございまして、今、九州のほうに行くと、かなりダイレックスっていうのはたくさんあるんですけれども、こちらのお店は今 400 店舗ほど全国ではございまして、大阪のほうではまだ 8 店舗ということで、したがいまして、売ってる物とかはサンドラッグというドラッグストアを思っていたらいいんですけれども、そこに生鮮とか、そういうお総菜とか、ちょっとした食品も置いておるといところで、主はドラッグストアなんですけれども、生鮮とかそういう食品の物も置いておるお店だというふうに思ってください。

計画地の場所は、準工業地域と準住居地域に当たります。建物は、鉄骨造の地上 2 階建てでございます。届出日などは、そこに記載のとおりでございます。

では、周辺の状況を 1 枚めくりませう。

先ほど言っていました場所、計画地がこちらでございまして、ここ大和川がこう走ってまして、この横が府道の 26 号でございます。こちら側は市道でございまして、こちらとこう道路に挟まれてるところです。先ほど言った区画整理の事業っていうのが、これちょっと見えてないですけど、この下、南側がずっと区画整理のところ、一番この北側の端のところ、商業施設を入れてほしい、日常生活で使うものを入れてほしいというような地元のご要望があつて、ここにダイレックスさんが出ることになったというのが経緯でございます。これ今、映ってるのが計画地の東から西に向いて写してるところでございます。前の道につきましては、片側 1 車線、計画地側には歩道がございまして、片側 1 車線の道路でございます。

ちょっとめくりませう。今度はこれ、反対側から見たところでございます。計画地はこちら側でございまして、この道路があると。この西側、道路挟んだ向かい側ですけど、ここに見えてますが、ここには支援学校がございませう。府立の支援学校があつて、これグラウンド、バスターミナルがあつて、ここにちらっと見えてるのが校舎でございまして、校舎はこちらのほうにこういうふうにあります。

さらにめくりませう。今度は、こちら側の府道 26 号側でございます。北から南に向かつて、撮っておるところでございます。この交差点のところから撮ってます。片側 2 車線の道路でございまして、真ん中には中央分離帯が走っております。今こちらから、南からこう見たものがこちら。こちらが計画地でございませう。

さらにめくりませう。これは今度、反対側から見たところでございます。右側が計画地になってます。

さらにめくります。今度、こちら側ですね。この角から東側を向いたところでございます。これは今工事してるところなんで、ここ区画整理の工事もしてるんですけども、これ何か見えてますが、これは実はまだ完成してませんけども、道路でございまして、ただ、道路といっても歩行者と自転車の専用道路でございまして、車は走れないんですけども、こちらから歩行者と自転車の専用でここを通れるという道を今整備されてるところでございます。

さらに次めくります。これ、反対側見たところですよ。こちらから、こう見たところ。こっちが府道側でございます。計画地はこちら右側でございます。

その次、今度はこの敷地境界、南から北に向かって写してありますが、この右側、これ何かっていうと、保育所がございまして。これは今もずっとある保育所でございまして、ここが見えてるところが、この今、これ、この計画書の下のところに見えてるのが、これ工事のフェンスでございまして、こちらが保育所の運動場といいますか、庭になってるところでございます。

もう1枚めくります。これの反対側から、北から見たものはこちら。保育所の建物がこちらにあるんですけど、この建物が見えてるのがこちら。こちら側が計画地になるというところでございます。

さらにちょっとめくります。次、建物の平面図でございまして、これ建物1階平面図です。売場は2階に持って来まして、1階が駐車場でございまして、ピロティ方式のものになっています。したがって、この「ホール」と書いたところでございますけども、ここがちょうどお客さんが入るところ。この三角で書いてるところがお客さん入るところで、こっから入って、ホールに入ると、エスカレーターとか、階段とかエレベーターで上に上がります。ちょっとこれで、上のほうを先説明しますが、エレベーターとかエスカレーター、階段で上がってくると、上がお店になっておりまして、ここにレジとか売物とか置いて、お客さんはこっから上がってきて、買物すると、また同じところから降りていくということになります。ちょっと上から説明すると、このバックヤードと書かれてるところは、お客さんの入れないバックヤードになってまして、建物的にはこういうコの字型のこういう建物の2階建てのものになります。

ちょっとまた下に戻ります。さっきのところ。先ほどこちら側からホールになって上がると言いましたが、ここにもバックヤードがございまして、ここはちょうど、これ今、荷さばき施設がここにあって、商品をここで降ろして、この中に入れて、ここからバックヤード内のエレベーターで上の階のバックヤードに入れることに、倉庫に収めることになります。

駐車場、この部分が駐車場になっておりまして、駐車場は 51 台でございます。出入口のほうは、あとで写真もありますけども、この北側の 1 か所と西側の入り口専用の 2 か所で運用したいというふうに考えております。この赤い部分が駐輪場・原付置場でございます。紫色になってるのは、自動二輪の置場になってると。ごみの保管庫は、このバックヤード内に 2 か所設けたいというふうに考えております。こういう配置でございます。

これは、先ほどの駐車場とかの台数のところを表にまとめたものでございますので、これを見ていただければというふうに思います。

次、運用面のお話でございます。店舗の開店時刻と閉店時刻ですが、朝の 9 時から夜の 10 時までの営業を考えております。駐車場の利用時間帯は、その前後 30 分の 8 時半から 10 時半まで。駐車場の出入口は、先ほども言ったように入り口専用が一つと出入口が 1 か所。荷物の搬入は、6 時から午後の 9 時までの間にやりたいというふうに考えております。

次に、駐車場の出入口でございますが、先ほどちょっとお話ししました、入り口専用はこちらの府道側でございます。先ほども言ったように、ここは中央分離帯があって左折でしか入れないようになってます。この写真を見てもらうと、ここがちょっとへこんでおりますけども、これ今現状ですね、バス停があったんですけども、このバス停はもう少し南側のほうに移設をされます。したがって、ここの部分っていうのが、歩道がここ狭くなってるんですけど、こちらと同じような歩道に変わって営業をすることになるというところでございます。これが入り口部分です。

次、出入口ですけども、北側の出入口はこちら側に設けて、こういうふうな感じです。先ほど見た写真とあまり変わりないですけど、この右側が支援学校になっておるというところでございます。ちょっと見ていただければ、ここになんか支援学校の出入口があるんですけど、これは、こちらのほうにもう移設されてます。昔はここにあったんですけども、この部分はちょっと古いんですが、こちらのほうに移動されてまして、支援学校はここが入り口、バスとかの入り口になって、このちょっと写真の絵がありますが、この辺りから出口になってまして、ちょうどその間に持ってくるようになっております。

続いて、必要駐車台数の指針の計算式でございますが、これは指針どおりに計算しますと、必要台数が 51 台になるというところでございます。

次に、お客さんの車の案内経路でございますけども、これは北から来る車、北から来る車については、府道側からこう入っていただくということになります。南から来る車につきましては、この東側のほうの端を回って、こちらから入っていただく。西から来る車について

も、こちらからこう入っていただくというような案内を考えております。帰る車につきましては、出口がこの北側でございますので、ここから出て、それぞれ2番の交差点を通過して、右折・左折して帰っていただくような案内になります。1・2・3と書いたところで交通の調査・評価をしています。こちらに書いておるとおり交差点需要率は0.9を下回っているということでございます。

続いて騒音関係ですけれども、騒音の関係につきましては、空調用の室外機については午前8時から午後10時30分、換気ファンにつきましては8時半から10時半まで。午前8時半から午後9時の換気ファンも一部ございますし、24時間の換気するものもございます。

騒音の予測のポイントでの写真でございますが、まず、Aという場所はどこかというところ、この計画地の府道を挟んだ斜め向かいのところにAというポイントを振ってます。これ何かというと、ここ老人ホームでございます、老人ホームのところでポイントを振ってます。ちなみにこちらとかこちらはお店でございます、住居がない状況になってます。これを南から北に向かった写真でございます。この部分ですね、これが老人ホームになってます。

続いて、B地点。B地点っていうのは、北側のこの支援学校の敷地境界になるんですけども、ここは建物は、校舎はかなり離れてるんですけども、一応一番高くなるここで、予測のポイントを振っております。

続いて、C地点。これは、ここに見えてます保育所の建物のところで取っておるといってございまして。

続いてD、これは先ほども言った歩行者・自転車用の道路の向かい側、こちら側で撮ります。こちら今「工事中」と書いてますけれども、ここ何になるかっていうと、GLPという物流倉庫が来る予定になっておりまして、その工事をしてるので、ここも住宅ではございませんので、よろしくお願ひします。

次、昼間の等価騒音レベルの結果でございますけれども、それぞれこちらの右のところに貼ってございます表のとおりでございます、等価騒音レベルにつきましてはそれ、昼間の等価騒音レベルについては、環境基準を満足しているという結果でございます。

続いて、夜間の等価騒音レベルですが、これも同じでございます、基準を下回っております。

次、夜間の最大値ですけれども、夜間の最大値につきましては、a、b、cで表してありますが、一番高くなるポイントの高さで予測してありますが、これも基準をクリアしております。

続いて、廃棄物保管の施設についてでございますが、先ほど配置図の中でもお話をしまし

たが、この1階のバックヤードのこちら側に、2か所を設けます。今、廃棄物保管施設の容量が合計しますと15立方メートルございまして、指針による必要保管容量は7.7立方メートルでございますので、それも当然、基準を満足しております。

次に、カラーの立面図でございます。これは四面ございまして、こちら側が西から見たところでございます。西っていうのは府道側のほうから見たところ。こちら側は北側なので、支援学校のほうから見たところ。こちら側は保育所のほうから見たところ。こちら南側なので、歩行者・自転車専用道路のほうから見たものでございます。

以上で、簡単でございますけども、説明のほう終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○経済戦略局　それでは続きまして、事務局のほうより本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況につきまして、ご説明いたします。

令和6年9月18日から令和7年1月20日までの4か月間の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本意見案の検討状況につきましては、大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、交通関係や騒音等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、市意見案につきまして「意見なし」と取りまとめを行っており、付帯意見案といたしまして、一つ目、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。

二つ目として、当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。

三つ目として、交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

以上、三つの付帯意見の取りまとめは行っているところでございます。以上です。

○西堀会長代理　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を踏まえ、皆様のご審議を賜りたいと存じます。

また、事務局・設置者の方からも適宜お答えいただければと存じます。よろしくお願いたします。

○四辻委員　すみません。

○西堀会長代理　　お願いいたします。

○四辻委員　　ご説明ありがとうございます。四辻です。

近隣の関係で学校とか保育所があるということで住民への説明にも出てるところなんですけど、保育所に関しては出入口が東側にあるから直接は関係ないだろうと。これ、支援学校との関係では今、調整とか意見が出てたりとかはしてるんですか。

○設置者　　当然、支援学校さんとも、このお店が出来ます、ダイレックスに決まったということで、そこらご挨拶にも行って、今も話もしてますし、最近はもう話してないですけど、今度オープン日が決まれば話しすることになってるんですが、先ほど言ってた出入口を変えたっていうのも、できるだけ重ならないようにしようということで、支援学校さんとお話をして、じゃあ入り口と出口を分けて、手前から入れて、その間に入れましょうっていう話をして、その入り口を変えるのもこちら側でお金を出して対応していますので、かなりお話しはしてます。

○四辻委員　　そういうことですね。分かりました。

○設置者　　ちなみに、支援学校さんのところは全て、バスとか送り迎えなんですよ。だから近くの人でも歩いて来るとか、個人で送って来るっていうのはないことになってまして、その辺りのところもかなり話を密に今してますので。

○四辻委員　　分かりました。

○西堀会長代理　　ほかはいかがでしょうか。

○上田委員　　よろしいでしょうか。

○西堀会長代理　　お願いします。

○上田委員　　ご説明ありがとうございます。

1点ですけれども、自転車、駐輪場の場所をご説明いただいたんですけども、駐輪場、自転車をご利用の方の動線っていうか、そういったところを一度ご説明いただいてよろしいでしょうか。

○設置者　　今、自転車はこのホールの周りのこの赤色の部分、あと、ここの部分にあるんですけども、今出入口、歩行者と自転車については、この赤丸印から入っていただいて止めていただくというふうに思ってます。この歩道のところは今、自転車も歩行者も通っている歩道になってるので、こちらの歩道から入っていただくことを今考えております。

○上田委員　　それで、原付に関しては、入り口としては。

○設置者　　原付は車と一緒にこちらからとか、こちらから入っていただいて、ここに今原

付を止めてもらおうと。自動二輪と原付はここに止めてもらおうと思ってるので、車路から入ってもらうことになります。原付はちょっと歩道から入れないので。

○上田委員 私、原付乗らないんですけども、北側のほうから原付で車両の通路で入れた場合には、ぐるっと一周するっていうイメージですか。

○設置者 そうなります。原付は車と同じなので、こう回ってもらうことになっちゃいます。

○上田委員 例えば、よくもうエンジン切って歩いてっていうような方も想定できると思うんですが。

○設置者 エンジンを切ってもらえれば大丈夫です。

○上田委員 分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理 お願いします。

○山根委員 山根です。こちら区画整理の街区ということで、地区計画をかけられているということで、それはもう十分にその検討・協議されていると思うんですけども、先ほどご説明いただいた計画地の南側の歩行者・自転車専用通路に加えて、もともと公園というか、教育のものだった場所がちょっと移転というか場所変わって、東側の東、南の場所になるんですかね。その関係で保育所の方って通園もですけども、そういうその公園に移動というふうなこともあるのかなっていうふうに考えてまして、この歩行者・自転車専用通路の、大丈夫だと思うんですけども、ここ入り口は何かガードレール的な物が設置されるとか、何か安全に配慮したことをもしされているのであれば、教えていただければと思います。

○設置者 これ、すみません。これは今、お手元の届出書のこれは周辺見取図っていうのを映してます。ここが歩行者専用通路になりますってことになってましたが、これ今ちょっと地区計画のやつで、ここが地区計画なんですけど、この全体を映していますが、この歩行者通路はこういうふうに、こう通るんですね。公園がこの部分、もう一つこの部分も公園になって、こっち側とこっち側がその GLP っていう物流倉庫になるんですけど。だから公園への歩行者動線、こう通す予定ということで聞いてます。私らもこの部分については、当然こちらから防犯上のこともあるので、ここにはフェンスをして、入れないようにしたいと思ってます。

○山根委員 なるほどね。現況のこの南側の道路というか、部分が既に何かインターロッキングで車があんまり入れないような形に多分なってると思うんですけど、幅が結構広いなと思ったので、道路というか通路の幅がなんか間違ってる車が入りすぎたりしないのかなという

ことがちょっと心配になりまして、お聞きしています。大丈夫そうですか。

○設置者 今おっしゃったのは、多分ここの、この道路の幅員が広がってことですか。

○山根委員 あ、そうです。

○設置者 広いんです。確か6メートルぐらいあったんですよ。6メートルぐらいあるんでかなり広いんですけども、ここからは入れないように、もうここには切下げみたいなのがないんです。

○設置者 乗り入れ部分が。

○設置者 ないんです、ここが。

○山根委員 なるほどです。

○設置者 もうここがこういう、この場合は車が入れない。

○山根委員 西側道路からは、まあ全く入れない状態。

○設置者 全く入れないです。

○山根委員 なるほどですね。分かりました。

○設置者 だから、歩道をここからは走ったりすると入れるかもしれませんが、恐らくこういうところに飛び出さないように何かすると思います。ちょっと私らも分からないんですけど、何かすると思いますし、車は全く入れないので。

○山根委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっともう一つ関連して、ごめんなさいね。

通園のときにこの道を多分通られると思うんですけども、保育所の方が出てこられて、この大阪狭山線ですかね、この大きな道路の西北側の信号のところを渡ろうと思うと、計画地のその車の出入口の前を多分通ることになると思うんですけど、そのときに整理員などを置くというふうに書いてくださってるんですけども、やっぱりちょっとお子さんと保護者の方の通行に注意していただきたいなということを意見としてよろしくお願いいたします。

○設置者 分かりました。

こちらの保育所とも話もしてまして、ここの遊歩道っていうか結構広くなって、こう抜けられるようになるので、ありがたっていう話はされてました。お迎えに来る方が今、車でここまで入れるんですけど、なんかこの辺かな、なんかこの辺から迎えに来てるって言うてましたので、多分今度はもうここには入れないと思いますので、何らかこの辺りで止めるところをつくりはるのか、ちょっとそこは聞いてないんですけど、ここの保育所さんとも話もしてまして、今後も話をするので何かあれば言うてくださることになりますし、繁忙時とか

は出入りも起きますので、気をつけるようにします。

○山根委員 分かりました。

○菅原委員 じゃあ1個いいですか。

○西堀会長代理 お願いします。

○菅原委員 騒音の予測で、A、B、C、D、4点やっていたんですけど、これB、C、Dはもう夜は人いないってことでいいんですか。保育園、支援学校と工業施設。

○設置者 いないです。

○菅原委員 てことは、もうほぼ問題ないってことです。

○設置者 ここの保育所も夜間預かりとかもないので、支援学校さんはもう確実に5時以降は誰もいなくなりますので。

○菅原委員 分かりました。

B地点、バスターミナルなんでほぼ問題ないんだと思うんですけど、支援必要な子の中には、なんかすごい音に敏感な子がいるみたいなのをよく聞くので、55 デシベルに対して等価騒音レベルで52.3、52.4 ってちゃんと数デシベルは下回ってるんで、今のところ現状問題ないと思うんですけど、もしそういう意見が来たら、そのときはご対応をお願いします。

○設置者 分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理 お願いします。

○松尾委員 先ほどお話に上っておりました周辺のお子さんたちがご利用ということなんですけれども、そういった教育施設の周りなので、これもちょっとどういうものになるかがあれなんですけど、ぜひちょっと立面図のほうに平面図で記載されている緑地の状況等が分かると、例えば東側だったり南側はぜひ周辺の景観といいますか、周辺に利用される方、結構見られる方がいらっしゃる、北もあると思うんですけど、あとは合わせてあんまり、でも入り口の周辺に高木等が植わっておりますと歩行者の方々も利用されるということなんで、車との見通しが悪くなったりもしますので、そういったところのちょっと景観の配慮をされているということなんですけれども、立面図にそれがないとなかなか判断が難しいかなというところがありますので、もし今の時点でお決まりであれば、29 ページの立面的にはどういう形にされるという想定があるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○設置者 ほぼこちら側の保育所さんのところにつきましては、全部、芝です。ここは実は、この保育所さんとの話で、建物これ3.8ぐらい下がってるんですけど、保育所さんがここブロック塀がだだんとあるんです。最初この辺にこちらもフェンスを建てましょかってい

う話をしたんですけど、どうしてもブロック塀とフェンスの間に隙間が空くと子どもが投げたりとかした物が入ると取れなくなっちゃうんで、じゃあこっち側は見えるようにしときましようっていう話になりました。何かあったときにすぐにこう入ったり出たり、ブロック塀なんで越えるしかないんですけど、できるようにしましょうっていうことで、ここは芝生でじゃあしますというお話をしています。こういうところとかについても恐らく芝生になると思いますが、こっちについては今、角とかに中木とか、そういうものにしようかというのは話をされてるようなんですけど、すみません、まだ決まっていない状況。

実はまだちょっと工事が遅れてて、オープンが6月とか初夏とかぐらいになりそうなので、まだちょっとそこまで決まっていないんですけども、なってます。一応、地区計画でこの周りが、周りについてはこういう自転車置場とか本当はこっちにくっつけたりしたかったんですけど、周りには何も置かないっていうか、何も用途つくらないっていうのが地区計画にございまして、全てこう見やすくにはしてるというところなんです。よろしくをお願いします。

○松尾委員 分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理 よろしいでしょうか。

では、私からちょっと細々としたことを二つ教えていただきたいんですけど、まず、この図面でいくと、黄色く塗られているところが場内歩道ということなんですけども、これは車道との間に段差はあるのでしょうか。

○設置者 段差はないです。

○西堀会長代理 ないですか。てことは、区切りはもう白線か何かで示されるということですかね。

○設置者 そうですね。

○西堀会長代理 舗装の色分けとかもなし。

○設置者 この部分、ホールのこの周りのこの部分につきましては、完全に舗装が違うので、アスファルトではない舗装でインターロッキングみたいになりますので、歩くところっていうのはすぐ分かります。この車路の中にあるこの部分については、ここは横断歩道は私道で横断歩道ですけども、この周りについては白で白線引きをする予定にしております。そういう様子です。

○西堀会長代理 分かりました。あと、もう一つ細々としたことで。

バス停を移設されるということだったんですけども、どの辺りに移るのかっていうことまで分かりますでしょうか。っていうのは、車が出口側で北側にしかないんですけども、な

んで影響はそんなにないかなとは思いますが、バス停がどの辺りにいくのかなというのはちょっと気になったので。

○設置者　今ちょうどここにバス停があるところが、ここになります。この辺りですね。もう多分、工事とかされてると思います。

○西堀会長代理　分かりました。ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうかね。

では、本案件につきまして、委員の皆様からご意見等いただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっております。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については述べないこととし、事務局から説明のあった付帯意見について、3点を申し添えたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西堀会長代理　ありがとうございます。

では、異議なしの声がありましたので、議題①は「当審議会における意見を有しない」ものとし、付帯意見3点を申し添えることといたします。

それでは、次の案件に移りたいと思いますので、引き続きですかね、ご説明。

議題②の「住之江西加賀屋物販店舗」の新設に関する届出内容等について、説明をお願いいたします。

○設置者　次の案件につきましては、設置者がもう来られてるので、ちょっとだけ待ってください。

〔退　室〕

〔入　室〕

○西堀会長代理　続きまして、議題②の「住之江西加賀屋物販店舗」の新設に関する届出内容等について説明をお願いいたします。

○設置者　では、説明のほうに入りたいと思います。また、前の映像と届出書を見ていただきたいと思います。

名称は、住之江西加賀屋物販店舗という名前でございます。

場所でございますけども、場所を前に映してますが、緑色の計画地という場所が計画地でございます。ちょうど地下鉄四ツ橋線の北加賀屋駅から300メートル南西側に行ったところでございます。ちょうどここには住之江公園駅があって、これが南海電車でございます。

ここで粉浜駅がこちらにございます。これ住吉大社の駅でございます。ここに臨海線が走ってるんですけど、それより一つ中に入ったところでございます、もう1枚めくります。

計画の概要でございますが、場所でございますけども、ここ店舗名称は先ほど言ったとおりでございます、店舗の面積が1,143平方メートル、設置者が関電不動産開発株式会社、小売業者が株式会社松源、食品スーパーでございます。この土地は、関電さんの社宅があったところでございます、そこを取り壊しまして、関電さんのところが建物を建てて、その中にスーパーの松源が中に入るというお店でございます。

スーパー松源さんは、食料品のお店でございます。もし、なじみがなかったらあれなので、本社は和歌山にございまして、現在46店舗ほどお店を展開しております。大阪市内は、この店舗が初めての店になると思います。大阪では今18店舗ほどあるんですが、ここが大阪市内の初めての店舗になるというふうに思っています。普通の食品スーパーでございます。用途地域は第一種住居地域、建物は鉄骨造・地上2階建て、届出日、新設予定日は記載のとおりでございます。

続いて、行きます。先ほど計画地のところお話ししましたが、こちらのほうに、この辺が北加賀屋駅でございまして、ここが府道の走ってるところでございます。そこから中に入ったところでございます。場所がこちらなんですが、二つの敷地になっておりまして、二つとも社宅があったところでございます。この二つの敷地を使いまして営業するんですが、こちら側に建物を建てて、こちらは隔地の駐車場になる予定でございます。今これ写真を映しておるのは、北側のほうから西側の市道に対して、南に向かって写真を撮っておるものでございます。これの左側、こちらが隔地駐車場になる部分でございます。これが市道でございます。計画地側のほうに歩道が片側ではあります。センターラインはないんですが、ここは両方向通行の道になっております。

さらに、次行きます。反対側から見たところですが、今度はこちら側なので、計画地と書いてる、こちら建物が建つほうなんですけども、北のほうに向かってます。こちらに歩道がございます。この左側ちょっと見えてるのが、これ実はユニクロ、これがパスタの鎌倉パスタかな。ここが丸源のラーメン屋さんがあって、ここにその向かい側に出口がございます。このお店の出口がちょうどこの辺りにあるというところでございます。

続いて、この角から東のほうに向かっております。こちら計画地の建物を建てると。ここは細い道になってございまして、ここは案内経路にもなっていない細い道でございます。こちら側には、ここは駐車場なんですけども、その先には住宅があるというところがございます。

す。

続いて東側、今度は東側のこちら側からこう見たものでございます。したがって、このこっち計画地です。この向かい側、こちら側に4階建て・5階建ての住居があるということでございます。

その次、この角から今度は北側を向いてます。こちらがですね。左側に建物のある計画地がございます。この右側、こちら側は全て住宅でございます。こちらの道には歩道がないんですけども、一方通行の向こう向き、こちら手前から奥に向かっての一方通行の道路になってございます。

次ですけども、これ反対からですね。こちらから反対を見たものです。進入禁止のマークがあって一方通行、向こうから手前のほうへの一方通行道路でございます。この角には、お店がこの角にございますけども、住居兼のお店でございます。この辺りは住宅が入ってるというところなんです。

その次、今度はこちらから西のほうに向かった写真です。この右側、ここ計画地の隔地駐車場ですけども、この右側につきましては、これ加賀屋中学校がございます。加賀屋中学校の校門といいますか、ここにございまして、ここから生徒さんが出てくることになります。この道についても一方通行で、この手前から奥に行く。西のほうに向かっての一方通行道路でございます。こちらは両側に歩道があるというような周辺の状況でございます。これ、反対側から見たものです。これはだから左側が中学校、右側が隔地駐車場になっております。

続きまして、この間の道路ですね。実は隔地駐車場があって、後でもまた説明しますが、ここに隔地駐車場の入り口を設けようと思ってますので、この間の道路の今、東を向いたところを映しております。ごめんなさい、この間の道路は両方向通行になってます。

次、反対側から西のほうに向いたものでございます。

続きまして、配置計画でございますけども、配置計画につきましては、先ほども言いましたが、こちらが南側のところに建物を建てて営業したいというふうに思ってます。1階の部分のこの斜線の部分、紫に囲われてる部分が1,143平方メートルと書いてるところが売場でございます。お客さんはこの三角印の書いてるここから入って買物をして、出ていくことになります。1か所でございます。2階建てっていうのが、なぜ2階建てかっていうと、バックヤードの一部を2階に上げるので、総2階ではないんですけども、バックヤードの一部を上げますので、これはこの辺りになるのかな、2階建てということになってるということでございます。

こちら建物だけでございますので、駐車場はこの北側になりまして、こちら側に駐車台数 34 台。従業員など合わせますと、64 台の駐車場を設けたいというふうに考えてます。入り口はこちら側、出口はこちら側の北側に設けて運用したいというふうに考えてます。バックヤードがここにありますので、商品の搬入はここで行いたいというふうに考えてます。ここでトラックを止めて、荷物を降ろして、バックヤードの中に入れて商品を出していくというやり方でございます。このバックヤードの中にごみの保管庫も設けるということを考えております。

続いて、これは今先ほど言った駐車場の台数や荷さばきの面積、廃棄物保管施設の容積を書いております。

運用面でございますけども、営業時間は、朝の 9 時から夜の 9 時まで。その前後 30 分を駐車場の利用時間帯としております。駐車場の出入口は、入り口と出口を 1 か所ずつ。荷さばき施設の利用可能時間帯は、朝の 6 時から午後 9 時までの予定でございます。

続いて、入り口のところ、出入口のところの写真でございます。これは先ほどもお見せいたしました。この隔地駐車場の南側に入り口専用を設けますので、今こちらからこう撮ってますが、ここからこう左折で入っていただく考えをしております。出口のほうは、こちらでございます。ここから、ここはもう前方通行道路なので、左折でこう出ていただくということになっております。できるだけここを通さないようにしてくれっていう中学校からの要望もございましたので、出口をこの面に設けることで必ず左にしか曲がれないということで、こういうところに配置をしてるところでございます。

続いて、商品搬入と廃棄物の入るところでございますが、それはこちらでございます。先ほど荷さばきするのはここと言いましたが、この道路のこちらからこう入って止めて、こう出ていくというところでございます。それを写真撮ったところでございます。これは必要駐車台数の計算でございまして、計算ですと必要台数は 34 台になりますというところがございます。

案内経路でございますけども、案内経路はこちらに示しているとおりでございまして、かなり周辺、一方通行道路もございまして、北のほうから来る車につきましては、この地点 2 っていうところで曲がってもらって、こう左折で入っていただくと。南から来る車も地点 2 を経由しまして、こう入っていただくと。この辺の近所の人たちは、多分こう来て、こう帰るんじゃないかというところに入れております。帰っていく車、広域に帰る車はここから出口が出ますと、それぞれこう帰るということになります。それぞれの交差点需要率をここに

示しておるとおりでございます。

続いて騒音の関係でございますが、これは設備の稼働の時間帯を記載しています。室外機については、午前8時半から午後9時半。換気扇については一部24時間ございますが、これも午前8時半から午後9時半の予定でございます。

続いて、予測ポイントの周辺状況でございます。まず、A地点でございますが、このAっていうところ、これ中学校が見えておりますけども、中学校のこの部分のところの建物のところを今、A地点としております。

続いて、A´でございますが、この計画地の斜め向かいのここですね、ここにお家がございますので、ここをA´としております。

次に、Bでございますけども、Bはこの建物側のほうの東の角のところ、こちらですね。ここに民家がございますので、この高さ2階のところの住宅のところにしてます。

今度、B´。B´は隔地駐車場のこの角の部分のところ、こちらでございます。

今度、Cですけども、Cは建物の南側のこの部分のところ。この4階建ての3階の部分と、5階建ての5階部分を予測ポイントにしてます。

今度、Dですけども、Dについては、ここユニクロさんと言いましたけども、ユニクロさんところの角のところにしております。

結果でございますけども、結果一覧表を貼ってますが、これは等価騒音レベルの昼間でございます。環境基準に対して、それを下回るような結果になっております。夜間の等価騒音レベルもこちらでございます。

では最後、最大値でございますが、最大値についても全地点基準を満足するようになってございます。

次、廃棄物保管施設ですが、先ほど場所はここですよっていう話をしましたが、保管容量的には8.8立方メートル設けます。指針の必要保管容量が5.5立方メートルでございますので、それを上回るものを設けたいというふうに考えてます。

これが立面図でございます。これ、上が北でございます。北面のほうから見たもの、中学校のほう側から見たもの。これが西面になってますので、先ほど言ったユニクロとかパスタとかのあるほう側から見てます。これは南面でございます。これが東面でございます。一応、ここにちょっと壁面緑化はありますので、すみません、ここには一応壁面緑化があるというところでございます。

説明のほうは以上になります。どうもありがとうございました。

○経済戦略局　それでは、続きまして、事務局のほうより本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況につきまして、ご説明いたします。

令和6年9月30日から令和7年2月12日までの4か月間の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

本市意見案の検討条件につきましては、本市関係所属等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議におきまして、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮はなされていることを確認し、本市意見案につきまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、議事一つ目の1から3までは同様の付帯意見とし、四つ目といたしまして、騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うよう努められたい。

以上、四つの付帯意見の取りまとめを行っているところでございます。以上となります。

○西堀会長代理　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明を踏まえ、皆様のご審議を賜りたいと存じます。よろしくお願いたします。

○菅原委員　騒音の件で。

○西堀会長代理　お願いします。

○菅原委員　さっきの付帯意見にもあったとおり、C点のところ、騒音レベルの最大値と規制基準が一致しているところがあったので。これ、室外機が主たる騒音の原因とのことなので、保守点検をきっちりしていただいて、ちょっと超えるようなことがあれば適宜対応していただくという、よろしくお願いします。

○設置者　分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理　ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○上田委員　ありがとうございます。2点ほど確認させてください。

住民の方も懸念されているユニクロさんとの店舗の駐車場の出庫の場所なんですけれども、その出庫の場所によっては、例えばこのスーパーさんのほうにその後にご買物にというふうな場合に、実際、駐車場に入るルートがどのような流れになるのか。が1点と、あとは、隔地駐車場から店舗のほうにお客様のほうへ移動される際の道路の横断であったりとか、その辺の動線の確認をご説明お願いできますでしょうか。

○設置者　　まず、一つ目のユニクロさんの出口っていうのは、この辺にあるんですね。この辺に、このD地点の横ぐらいにあって、ここから出て、もし買物に来てくださるんだったら、出て、こう左折でこう入れるようになります。ちょっと待ってください。たしかこれだったと思います。こっからこう出て、こう入れるということになります。あと、動線って、この止めた方がお店に行く動線でございますよね。

○上田委員　　はい。

○設置者　　これは、実はこの赤丸が書いてあるところは、歩行者・自転車が入れるところなんですけど、ここにもございまして、この黄色で記載してるところを歩いて来ていただいて、こう入ってもらおうと思ってます。ただ、どうしてもこういうところから出てくる可能性はございます。ただ、ここの道っていうのが実は社宅があったときに利用されてた道で、今ほとんど通ってないので、人とか車があんまりほとんど通らないのかなとは思いますが、私らはここをこう渡って、こう来てもらおうと思ってます。こういう動線を今考えてます。

○上田委員　　多分、駐車場の出口自体は左下のところのみということですか。ご案内。

○設置者　　車のですか。

○上田委員　　人の。

○設置者　　人はここ。

○上田委員　　そこだけなんですね。ただ、車の出入りするところから人が。

○設置者　　そうそう、そう。出る可能性はあるなとは思ってます。

○上田委員　　大ですよ。

○設置者　　はい。ゼロではないと思います。

○上田委員　　その辺も案内板でご案内ということですか。

○設置者　　はい。

○上田委員　　どうしてもその辺の安全が気になりますので、さらに先ほどおっしゃったようにユニクロさんのほうから車を移動させてなると、どうしてもその三差路のところが、渋滞とまではいなくても危険が高まるんじゃないかなと思いますので、その辺は十分にご配慮いただけたらなと思います。

○設置者　　出入口のところとかだけじゃなくて、オープン時とかはちょっとここの渡りもそうですし、別にここで渡るのも車との交錯もあるので、人立てて、ちょっと状況を見たいと思ってるので、その辺の状況で皆さんが慣れてくだされば、また整理員引くとかもしま

すけども、そういうところはちょっとオープンな状況を見たいと思っておりますので、よろしく  
お願いします。

○上田委員　　よろしくをお願いします。

○四辻委員　　よろしいですか。

○西堀会長代理　　はい、どうぞ。

○四辻委員　　ありがとうございます。住民さんの意見からも出ていた点ではあるんですけども、来店のルートに関して、まず、全てのお客さんの中で車の方が何割ぐらいいらっしゃるのかっていうふうな、結構近くの方も自転車で来られる方も結構いるのかなとかも、できてみないと分からないんですけども、その車の方がどのぐらいなのかっていう予想を教えてくださいたいのが一つと、赤のルート、確かにちょっとなかなか無理があるっていう考えですけど、あんまり僕は右折したくないなと思っていまして、ナンバー5のルート道路通って、左折で道路ナンバー3に入って、右折で駐車場に入庫しようとする方も一定数いらっしゃるのかなというふうには思うんですけども、もしそういう方が結構いらっしゃったときに何か、要は道路ナンバー5を通らないでくれっていうような要請が出てくるのかとか、そういう方がもしそれなりにいらっしゃったとして、何か弊害が出そうかどうかとか、その辺の検証ってどういうふうにされましたか。

○設置者　　ナンバー5。今おっしゃってるのはあれですよ。ナンバー5って、この真ん中の道路のことをおっしゃってますよね。

○四辻委員　　ナンバー5は。

○設置者　　一番右側。

○設置者　　こっちか。こっちのこの。

○四辻委員　　そこです、そこです。

○設置者　　この辺の近くの方が車で来る場合はここを通過して、ここをこう入る可能性は十分あると思います。

○四辻委員　　そうですね。だし、西から来る方も左、右って曲がらずに左、左のほうが運転しやすいなど。

○設置者　　恐らくですけど、案内はこちらにするので、お客さんって店とか見えると、見えるところで曲がっちゃうんで。案内はここではっきりしようと思います。ここで、こう行って、こう曲がって、こう入る可能性は十分あると思います。それは避けられないと思うんですけど、この交通量がここには書いてないんですけど、今ほとんどないんですね。工事し

てるので工事車両だけになってます。ここもそうなんですけど、ここもそうです。ここもほとんど交通量ないんですよ。この道っていうのが、ちょっと言い方悪いんですけど、ここに住んでる方の何かこう車であったりとか、植栽が置いてたりとかするような道なので、あんまり私でも通りたくないような道になってますから、多分知っている人がおれば、こう来るとは思いますが、もしこう来たとしても、交通大渋滞するっていうことは多分ないと思います。

実は、この中学校のところがポイントで、ここが正門っていうか生徒さんが皆出てくるので、ここを通さないようにしたいので。実は、本当は右折で入ってもらったら困るんですけど、知らずに来た人でも多分見えたら、もうここで曲がってくれるだろうということで、今入り口をここにしてるんです。本来あかんんですけど、右折入庫あかんんですけど、中学校のほう通るよりもいいやろっていうことでここにしてるってのがあるので、そこちょっとご理解いただければと思います。

○四辻委員　だから周囲との関係では結局、中学校の前だけ通らなければ、あとはどういでもなるって言ったらあれですけども。

○設置者　そうなんです。そこだけは言われてます。

あと、この近くに実はこの辺りに食品館、別の他店舗ですけどアプロとか、あとライフの加賀屋店とか、サンディさんとかあるんですけど、その辺りとの競合になってくるんですけど、もうほとんど自転車で。

○四辻委員　自転車ですね。

○設置者　車で近くの人が来るっていうことはほとんどない。オープンのときとか、松源さん、先ほども言いましたけど大阪市内初めてなので、オープンのときとかどういう店かなとかいうので来るかと思いますが、多分落ち着くと自転車がほとんどやと思います。加賀屋のこの周辺っていうのはもう自転車が、皆さん、自転車。

○四辻委員　ですよね。

○設置者　あと、高齢の方が多いんで、結構歩いて来られる方が結構多い地域です。だから、思ってる以上に車では来ないと私は思ってますけど、ちょっとそれもオープンしてみないと分からないところがありますので。

○四辻委員　ありがとうございます。

○西堀会長代理　ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○松尾委員　2点あるんですけども、1点目が、この南側の店舗を置かれる敷地と道路

ってというのは敷地のほうが若干ちょっと上がって、高さが上がっているという理解で、そうすると、なので、この駐輪場ですよね。駐輪場のこのピンクの駐輪場は、これはどういうふうに止められることになるんですか。

○設置者 駐輪場は、この駐輪場ですよね。

○松尾委員 はい。

○設置者 こう向きに。こっちからはさせないです。道路からはさせなくて、建物側からさすようになります。

○松尾委員 なので、駐輪を利用される方はこの黄色のところに、例えば北側だと、その大きなメインの入り口か、左側の入り口から入られてピンクのところに止められると。

○設置者 そういうことです。

○松尾委員 なるほど。分かりました。

○設置者 少し建物側のほうのほうがちよっと上がってるので。

○松尾委員 そうですよ。

○設置者 そうです。

○松尾委員 なるほど、分かりました。

○設置者 だから道路側から入れることができないです。

○松尾委員 了解しました。

それで、もう1点なんですけれど、今の話とも関連するわけではないんですが、せっかく壁面緑化もしてくださるっていうことなんですけれども、車利用だったり自転車利用がちよっとどういう状況かも私もきちんとは理解できてないんですが、その店舗の南側のほうが結構メインで頑張ってくださいってるんですけれども、なんとなく店舗の顔になるのは、やっぱり中の道路のところだったり、車がよく通るのはやっぱり西側の道路だと思うので、なんかそういうところの景観的にも、その辺りを重点的に、もし緑にできれば周辺のところに効果がすごい期待できるというか、松源さんがすごい頑張ってらっしゃることがよりアピールできるかなとは思ったんですけれども、なかなかこの搬出のほうやっぱり西側に持ってこないといけないっていうのと、入り口がやっぱり北側っていうところがあるのでちょっと難しいだろうなと思いつつ、例えばその北側の駐車場のほうは、あまりもうそんなに緑化等あんまり行わないという、例えば西側の、駐車場の南西角地ですよ。あの辺りとか、もしメインの入り口として想定されているのであれば、そこをもし逆に店舗のほうの西側よりもそっち側にもしやれるのであれば、なんか人の目に触れるほうはそっちかなとは思ったんです

けれども、それはいろいろご事情もあると思いますので。

○設置者 今おっしゃってるのは、こういう角のところとかということですよ。

○松尾委員 そうですね。そんなあれなんですけど、特に、南西の角のところは皆さん通られるということだったので。

○設置者 すみません。ご意見としてはお聞きしますが、すみません。ちょっと厳しい状況で、すみません。

○松尾委員 いえ、せっかく、南側を頑張られるっていうことなんで、もしそれが人の目に触れるところに、よりあるほうがなんか効果というか、いろいろ広がっていくかなという。

○設置者 一応、壁面緑化もこの辺の住宅前にしてるというところで。

○松尾委員 なるほど、なるほど。

○設置者 すみません。よろしくお願いします。

○松尾委員 ありがとうございます。

○山根委員 じゃあ、ちょっと。

○西堀会長代理 お願いします。

○山根委員 もう既に意見として述べられてることでもあるんですが、さっきこの辺りの道路、基本的に生活道路でそれほど車が通行しないっていうふうなことだったんですが、もともと多分、長屋が結構多いところの区画ごとに今建て替えはされてると思うんですけども、そうすると皆さん前に車を止めるスペースができるので、車の出入りが結構あるのではないかなと思うんですね。私、たまにこの南のほうに息子のサッカーの用事で行ったりするときにはふだん行かないスーパーに入ったりするんですけど、そうすると、車のというか、そのナビが全然思っていない道をやっぱり指示することがありまして、そういうときにちょっとやっぱり怖いということがありますので、しっかり看板等で出入口のところ示していただくということと、周辺の住民の方もよくご存じだと思いますけれども、やっぱりちょっと車出し入れされるときにご注意いただくように、もう一度念を押していただければというふうに思います。

○設置者 分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理 では、私から、また二つかな、確認させていただきたいんですけども、まず一つが、先ほど歩行者・駐車場との行き来の話で、店舗西側、北西角から南西角の行き来があるということやったんですけど、この届出書類の添付図面3を見ますと、ちょうど先ほど駐輪場の出入りのスロープの話が出たんですが、そこのつく看板が歩行者・自転車専用

出入口ってなっていて、あたかもここから歩行者が出入りすることを推奨されてるような書きっぷりになっているんですけども、この点はこのままいくことになるんでしょうか。

○設置者　　そうです。この5番、4番がこれに当たるんですけど、ここからこう通っていただきたいっていうのはこちらの思いです。

○西堀会長代理　　はい。

○設置者　　そうです。

○西堀会長代理　　ちょうど駐輪場出入りのそのスロープのところにも5番と4番の看板がありますよね。ここにも歩行者って書いている。

○設置者　　これは、この駐車場を利用した人はこっから来てほしいんですけど、例えば、この辺りの人たちがこう来た場合はこっから入ることになります。

○西堀会長代理　　でも、それは東側に④番の看板があるので、そこで受けれますよね。

○設置者　　そうです。受けようと思ってます。だから、そこに看板を今立ててるんですけど。

○西堀会長代理　　であれば、北面道路の真ん中の二つは自転車用っていうふうにしてもいいんじゃないかという意見です。

○設置者　　ああ、そういうことか。これをつていうことですか。

○西堀会長代理　　はい。

○設置者　　なるほど。

○西堀会長代理　　ご検討いただければ。

○設置者　　分かりました。ありがとうございます。

○西堀会長代理　　というのと、先ほどからもずっと意見出てるんですが、あと住民さんの意見からもあるけど、一時不停止が多いというふうに意見が出ています。中学校もあるということですし、ちょうど駐車場北側の道路が中学校の正門に面してるということで、多くの生徒さんが行き来するということでもあります。ちょうど横断歩道もありますし、手前に停止線もあるんですけども、この辺りのその一時不停止が多いという状況から考えると、何が起きるか分からないというところもありますので、今後もオープン開店後の状況を見ながら問題がないかどうか注視していただいて、必要であれば対策を取っていただければと思います。

○設置者　　分かりました。

中学校とは当然、届出前も話もしてますし、教頭先生もまたオープン日とかも話も行きま  
すし、今後何かあったときもお互いに情報共有しましょうっていう話になってますので、今

後も注視していきたいと思えます。ありがとうございました。

○西堀会長代理　　お願いいたします。

それでは、よろしいですかね。

○上田委員　　少し細かなことなんですけれども、店舗から購入後に隔地駐車場にカートを押して出て行かれるっていうことも想定されるのかなと思うんですけれども、その辺は今日のような対策というか、考えていらっしゃるでしょうか。

○設置者　　今は、できればここでカートを回収しようとしてるんです。風除室で回収してカートなしで、カートはこちら側の建物側に置いてもらって、車のほうに行ってもらおうと思ってますけど、そこも、いやいや、カート押せないで車に詰めないようなお話がいただくようであれば、ここをカートで渡ってもらうことにはなるんですけど、今はこちら側で回収しようかな、こちらっていうのは建物側のほうで回収しようかなと思ってます。

○上田委員　　なるほど。駐車場に戻す場所があるか、ないかっていうのでお客様の意識っていうんですかね、利用の仕方が変わると思うので。

○設置者　　そうなんです。多分置いちゃうと、そこまで持っていけるってことになっちゃうんですよ。だから置くとしても、こういうところとかになるのかなと思えますけど、だからあまり外まで持っていかれると、今回の場合でしたらよくそのまま近くの人の家まで行っちゃうと思えますので、そこは考え中なんですけど、できたら手前でと思ってます。

ただ、高齢者さんが多いのは分かってるので、その辺りはあまりにもご希望が多いようでしたら、こっちにも設けたいと思っております。

○上田委員　　分かりました。

○西堀会長代理　　ありがとうございます。

それでは、本案件につきまして、委員の皆様からご意見等いただきましたが、届出上は法の趣旨に沿い、指針を踏まえた内容となっております。

よって、当審議会としましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については述べないこととし、事務局から説明のありました付帯意見については、議題②については、4点を申し添えたいと存じますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西堀会長代理　　ありがとうございます。

「異議なし」の声がありましたので、「当審議会における意見を有しない」ものとし、議題②については、付帯意見4点を申し添えることといたします。

○経済戦略局 長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了といたします。会議の円滑な進行にご協力を賜り、誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時19分